

土地・建物を **相続した** or **相続する** 皆さん

# 相続登記はお済みですか？

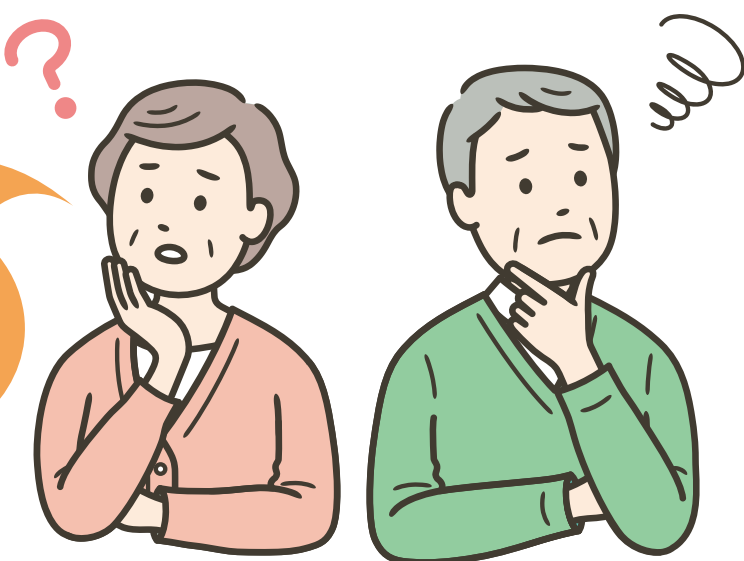


令和6年4月1日から  
相続登記が  
**義務化**  
されています。



相続登記の専門家、**司法書士** にご相談を！

自分が  
亡くなった後に、  
家族に迷惑を  
かけたくない。



親が遺してくれた  
土地や家をきちんと  
相続登記したいけど  
申請が難しそう。



- ✓ 相続登記に関するご相談
- ✓ 遺産分割協議、生前贈与に関するご相談
- ✓ 法務局より「長期間相続登記がされていないことの通知」を受け取った方のご相談



## 2月は相談が無料

開催日 令和8年2月1日～2月28日まで

場所 茨城県内各司法書士事務所

予約 事前に必ず各事務所へご予約ください。 **相談時間30分**

問い合わせ 茨城司法書士会 ☎029-225-0111

茨城司法書士会

※会員名簿はホームページを  
ご覧ください。



日本司法書士会連合会公式キャラクター  
「しほ〜しし」

書類の書き方のご相談やご自身で作成した書類のチェックは無料相談の対象外です。